第四十九条の七第一項	災害の	原子力災害の
	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	立退き	立退き若しくは屋内への退避
第四十九条の九	立退き	立退き又は屋内への退避
	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第四十九条の十第一項	災害	原子力災害
第四十九条の十一第二項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第四十九条の十一第三項	災害	原子力災害

第二十八条第一項の表第八十六条第一項及び第二項の項の次に次のように加える。

第八十六条の十五第一項	災害	原子力災害

第二十八条第一項の表第九十条の二第一項及び第二項の項中「第二項」の下に「並びに第九十条の三第一項」を加え、第二十八条第二項の表第八十六条の十五第一項及び第二項の項中「第八十六条の十五第一項」を「第八十六条の十六第一項」に改め、同表第八十六条の十六の項中「第八十六条の十六」を「第八十六条の十七」に改め、同表第八十六条の十七第一項及び第二項の項中「第八十六条の十七第一項」を「第八十六条の十八第一項」に改め、第二十八条第三項の表第八十六条の二第一項第一号の項を削る。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正）

第十四条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十五条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第五条第二項」を「第二条の二第二号」に改める。

第八十六条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第百三十一条中「第七条まで」を「第九条まで」に、「及び第七条」を「、第八条及び第九条」に、「並びに第六条」を「、第六条並びに第七条」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十六条の改正規定に限る。以下この条において同じ。）の施行前に前条の規定による改正前の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十六条の規定により厚生労働大臣がした指示は、前条の規定による改正後の武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十六条の規定により内閣総理大臣がした指示とみなす。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法及び福島復興再生特別措置法の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「第二十七条の四第一項」を「第二十七条の六第一項」に改める。

一　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十一条第一項ただし書

二　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第四号イ

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第十八条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十七条中「第六条まで」を「第五条まで及び第七条」に改め、「存立」の下に「当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護」を加え、「第六条中」を「第七条中」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十九条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六十八条のうち内閣府設置法附則第二条第五項に一号を加える改正規定中「附則第二条第五項」を「附則第二条第四項」に改める。

第六十九条のうち、内閣府設置法第四条第一項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に一号を加える改正規定中「中第十九号を第二十号とし、第十八号の次」を削り、同法第十一条の三を改め、同条を同法第十一条の四とし、同法第十一条の二の次に一条を加える改正規定中「第十一条の三中「第四条第一項第十九号」を「第四条第一項第二十号」に改め、同条を第十一条の四とし、」を削り、同法附則第二条第五項第四号を削る改正規定中「附則第二条第四項第四号」に改める。

第七十条を次のように改める。

第七十条　削除

附則第四号中「及び第七十条」を削る。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表第一の三十六の項の次に次のように加える。

三十六の二	市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二の五十六の項の次に次のように加える。

五十六の二	市町村長	都道府県知事	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	災害救助法による救助若しくは児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報、障害者関係情報又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する情報であって主務省令で定めるもの